

2 母子保健事業について

(1) 産後ケア事業（宿泊型・通所型・訪問型）

ア 目的

母子の心身の安定及び育児不安の解消を図り、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。

イ 対象者

市内に住所を有する産婦と乳児。宿泊型は、産後 4 か月未満。通所型・訪問型は、産後 1 年未満。

ウ 実施内容

(ア) 方法

医療機関、事業所、助産師等に委託し、宿泊型は宿泊、通所型は日帰り、訪問型は訪問で実施する。

(イ) 内容

乳房ケアや授乳方法の指導

育児手技の指導

母体及び児の健康管理・生活面の指導

乳児の沐浴、発達・発育のチェック、体重・排泄のチェック、スキンケアの育児方法の指導

育児等に関する保健指導・情報提供・相談

(ウ) 利用回数

宿泊型：6 泊 7 日以内

通所型：月 10 日以内

訪問型：2 回まで

(エ) 利用時間帯

午前 10 時から午後 4 時まで（12 月 29 日～1 月 3 日は除く。ただし、宿泊型では、休業日に出産のため入院しており、退院後継続してサービスを希望される場合は、利用可能。訪問型の休業日は、日曜日、祝日）

(オ) 利用料金

令和 6 年度から減免支援を実施しているため、合計 5 日目までは通常より低い利用料金での利用が可能となっています。

宿泊型	通所型	訪問型
① 《合計 5 日目まで》		
1 日あたり 3,000 円 多胎児の加算額 0 円	1 日あたり 1,000 円 多胎児の加算額 0 円	1 回（60 分）500 円 多胎児の加算額 0 円
② 《合計 6 日目以降》		
1 日あたり 5,500 円 双胎児の加算額 550 円 品胎児の加算額 1,100 円	1 日あたり 3,500 円 双胎児の加算額 350 円 品胎児の加算額 700 円	1 回（60 分）1,500 円 多胎児の加算額 0 円

（生活保護世帯・非課税世帯は免除）

エ 実績

年度		利用実人数（人）	利用延日数（日）
R3	宿泊型	2	14
	通所型	1	2
	訪問型	8	9
R4	宿泊型	7	34
	通所型	7	11
	訪問型	3	3
R5	宿泊型	12	48
	通所型	2	2
	訪問型	3	3
R6 (8 月末時点)	宿泊型	15	47
	通所型	19	39
	訪問型	6	9

オ 取組

令和 5 年 6 月 13 日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、利用者負担の軽減措置を全ての世帯に対象を拡大を実施することが決定された。このことを受け、本市においては、これまでは住民税非課税世帯・生活保護世帯に対する減免のみであったが、令和 6 年度から、全ての世帯に対して自己負担の軽減を実施している。また、利用対象者も、体調不良、育児に強い不安がある、家族等からの十分な援助が受けられない場合等に限られていたが、令和 6 年度から条件が撤廃され、宿泊型は産後 4 か月未満、通所型・訪問型は産後 1 年未満の市民であれば利用できることとなった。

里帰り出産や家族等の支援が困難である場合や、日中に一人で子育てをする不安や負担の軽減を目的としており、事業を開始して以降、利用は増え続けている。

利用後は、委託先と連携して保健師等が継続して支援し、母の育児不安の軽減、児の成長をサポートしている。

(2) 子ども子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

ア 概要

子育て支援施策の方向性を定めた計画で、母子保健部分は、基本目標 3 に計画されている。令和 5・6 年度に次期計画を策定し、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間の計画となっている。

基本目標 3 「安心して子どもを生み育てられるまちづくり」

施策の柱 ・ライフステージに応じた適切な支援の推進

・すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

イ 実施状況

【計画策定スケジュール】

令和 6 年 6 月 第 1 回子ども子育て会議

令和 6 年 10 月 第 2 回子ども子育て会議

令和 6 年 12 月 第 3 回子ども子育て会議（計画素案について審議）

令和 7 年 1 月 パブリックコメント

令和 7 年 3 月 第 4 回子ども子育て会議

(3) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成

ア 取組

成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進として、令和 5 年度より母子保健衛生費国庫補助金に、低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援が追加された。

このことを受け、本市においては、令和 6 年度から住民税非課税世帯等を対象として、初回産科受診料について 1 回の受診につき 10,000 円を上限。

イ 実績 (R6.8 末時点)

年度	申請者数 (人)
R6	1

(4) こども家庭センター

ア 概要

令和 4 年に児童福祉法の一部改正があり、令和 6 年 4 月にこども家庭センターを設置（努力義務）することとなった。本市においては、令和 6 年 4 月に子ども家庭課内に設置した。こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行っている。

イ 取組

妊娠届出時にすべての妊婦に面談等を実施し、セルフプラン作成の支援をしている。妊娠届出時から母子保健コーディネーター、保健師が相談等を実施し、子育て期まで継続的に支援している。

(5) 2 歳児歯科健診

ア 目的

母子保健法第 13 条の規定に基づく健康診査として、歯や口腔内の健診、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣その他育児に関する指導を行うことで、幼児の健康の保持増進を図ること及び保護者への育児支援を行うことを目的に令和 5 年 12 月より開始。

イ 対象

2 歳児

ウ 内容

予診、歯科健診、フッ素塗布（希望者）、最終チェック

エ 実績

年度	対象者数（人）	受診者数（率）
R5	188	145（77.1%）
R6 （8月末時点）	211	166（78.7%）

(6) 予防接種事業について

ア HPV ワクチン接種勧奨

(ア) 経緯

HPV ワクチン予防接種の積極的勧奨の再開に伴い、令和 4 年度から、3 年間の期限措置でのキャッチアップ接種が開始となった。

(イ) 取組

令和 6 年度に定期接種対象者からキャッチアップ接種対象者へ以降する平成 19 年度生まれの者（4 月から高校 2 年生相当になるになる者）には、令和 5 年度末に、個別通知を実施した。

平成 9 年度から平成 18 年度生まれの者で、接種が完了していない者に対して 7 月上旬に個別通知を実施した。

令和 6 年度に高校 1 年生相当の者（平成 20 年度生まれの者）に対しても、7 月下旬に個別通知を実施した

(ウ) 実績（R6. 8 月時点）

対象者		延人数 （人）	実人数 （人）
小学 6 年生	H24. 4. 2～H25. 4. 1	1	1
中学 1 年生	H23. 4. 2～H24. 4. 1 生	41	40
中学 2 年生	H22. 4. 2～H23. 4. 1 生	137	97
中学 3 年生	H21. 4. 2～H22. 4. 1 生	205	119
高校 1 年生相当	H20. 4. 2～H21. 4. 1 生	418	190
キャッチアップ	H9. 4. 2～H20. 4. 1 生	4842	1907